

平成25年10月の年金額の改定について

平成25年10月からの年金額は、原則として1.0%の引下げとなります。

これは、現在の年金額は、本来の年金額より高い水準となっているため、法律の規定によりその引下げを行うものです。

なお、引下げ後の年金額は、本年12月13日支給分(10月分、11月分)から反映されることとなりますので、12月上旬に「年金改定証書」をお届けします。

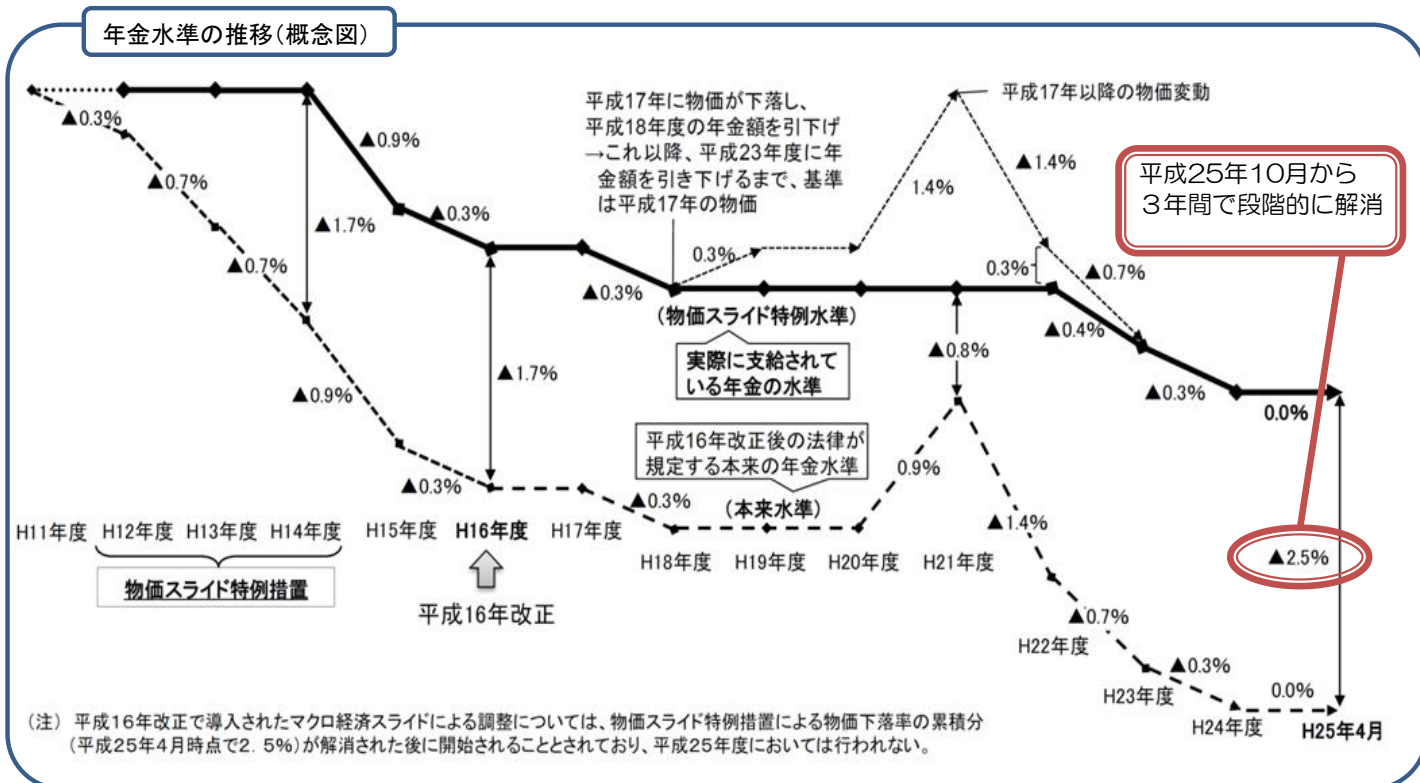
1 年金額の引下げについて

現在支給されている年金は、平成12年度から14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金額より2.5%高い水準（特例水準）で支払われています。

この特例水準について、世代間の公平を図る等の観点から、平成25年度から27年度までの3年間で解消する法律が、平成24年11月に成立しました。

この法律は、平成25年10月から施行されるため、平成25年10月以降(12月支払い分以降)の年金額は、1.0%引き下がることになります。

(解消のスケジュールは、平成25年10月▲1.0%、平成26年4月▲1.0%、平成27年4月▲0.5%)



2 引下げ後の退職共済年金額の計算例について

(下記計算式における改定率が0.978から0.968へ改定され、算定の結果、年金額が引下げとなりますが、改定前の年金額を直接1.0%マイナスした額とは、必ずしも一致しません。)

ア 65歳以上の方の場合

① 厚生年金相当部分(a+b)

a 平均給与月額×給付乗率×平成15年4月以後の組合員期間の月数×1.031×0.968

b 平均給料月額×給付乗率×平成15年3月までの組合員期間の月数×1.031×0.968

② 職域年金相当部分(a+b)

a 平均給与月額×給付乗率×平成15年4月以後の組合員期間の月数×1.031×0.968

b 平均給料月額×給付乗率×平成15年3月までの組合員期間の月数×1.031×0.968

③ 経過的加算

定額単価×組合員期間の月数×0.968

— 778,500円 × 組合員期間のうち老齢基礎年金の額の算定の基礎となった月数

480月

④ 加給年金額(組合員期間20年以上で加算対象者がいる場合。下記ウを参照。)

①+②+③+(④)=引下げ後の年金額

イ 65歳未満の方の場合

① 厚生年金相当部分(a+b)

a 平均給与月額×給付乗率×平成15年4月以後の組合員期間の月数×1.031×0.968

b 平均給料月額×給付乗率×平成15年3月までの組合員期間の月数×1.031×0.968

② 職域年金相当部分(a+b)

a 平均給与月額×給付乗率×平成15年4月以後の組合員期間の月数×1.031×0.968

b 平均給料月額×給付乗率×平成15年3月までの組合員期間の月数×1.031×0.968

③ 定額部分

定額単価×組合員期間の月数×0.968

④ 加給年金額(組合員期間20年以上で加算対象者がいる場合。下記ウを参照。)

①+②+(③)+(④)=引下げ後の年金額

(注)昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた方については、③と④が64歳になられた翌月分から加算の対象となり、昭和24年4月2日以降生まれの方については、④のみが65歳になられた翌月分から加算の対象となります。

ウ 「加給年金額(退職共済年金等の加算額)」、「中高齢寡婦加算額(妻に対する遺族共済年金の加算額)」の引下げ

区 分		年金受給者の生年月日	改定前	改定後
退職共済 年金の 加給年金額	65歳 未満の 配偶者	昭和9年4月1日以前	226, 300円	224, 000円
		昭和9年4月2日～15年4月1日	259, 600円	257, 000円
		昭和15年4月2日～16年4月1日	293, 100円	290, 100円
		昭和16年4月2日～17年4月1日	326, 500円	323, 200円
		昭和17年4月2日～18年4月1日	359, 900円	356, 200円
		昭和18年4月2日以降	393, 200円	389, 200円
	子 (注1)	2人まで1人につき	226, 300円	224, 000円
		3人目から1人につき	75, 400円	74, 600円
障害共済年金の加給年金額(65歳未満の配偶者)			226, 300円	224, 000円
遺族共済年金の中高齢寡婦加算額(注2)			589, 900円	583, 900円

(注1) 18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、または20歳未満の障害の状態にある子をいいます。

(注2) 一定の条件を満たす遺族共済年金であって、受給者が40歳以上65歳未満の元組合員の妻に限られます。

3 よくあるご質問

問1 他の公的年金も、共済年金と同様に年金額が下がっているのですか。

答 国民年金や厚生年金保険などの他の公的年金も平成25年10月分以降の年金額は、共済年金の年金額と同様に9月に比べて1.0%の引下げとなっています。

具体的には、国民年金の老齢基礎年金の場合、平成25年9月分までは786,500円(満額支給額)でしたが今回の引下げにより、平成25年10月分からは778,500円(満額支給額)となりました。

問2 私の年金は1.0%以上下がっていますが、なぜですか。

答 1.0%の引下げの他に年金の支給額が減額となる主な理由としては、次の事由が考えられます。

1 決定年金額が減額となる主な事由

(1) 退職共済年金受給者が65歳に到達し、本来支給の年金額に切替わる場合

平成25年9月又は10月に65歳に到達した場合は、その翌月から、本来支給の退職共済年金の額に切り替わります。本来支給の年金額は、切り替わる前と比べて64歳までの年金額に含まれている老齢基礎年金に相当する額(「定額部分」といいます。)が減額となります。

なお、老齢基礎年金は65歳到達に伴い、請求手続きをしていただければ日本年金機構から支給されることとなります。

(2) 配偶者又は子の年齢到達に伴い加給年金額の加算がなくなる場合

平成25年9月又は10月に配偶者が65歳に到達した場合はその翌月から加給年金額の加算がなくなります。

(3) 遺族共済年金受給者が65歳に到達し、中高齢寡婦加算が経過的中高齢寡婦加算に切替わる場合

遺族共済年金受給者が65歳に到達すると、自身の国民年金の老齢基礎年金も受給できることとなるため遺族共済年金に加算されていた中高齢寡婦加算がなくなり、かわって経過的中高齢寡婦加算が加算されることとなります。

なお、経過的中高齢寡婦加算に切替わる時期及び切替え後の額は、次表のように生年月日により異なります。

生年月日	9月まで	10月から	11月から
昭和23年9月2日～10月1日	589,900円(a)	155,700円(b)	同左
昭和23年10月2日～11月1日	589,900円(a)	583,900円(a)	155,700円(b)

(a) 65歳未満の中高齢寡婦加算

(b) 65歳到達による経過的中高齢寡婦加算

2 停止額の変更により支給年金額が減額となる主な事由

加給年金額対象者である配偶者が、自身の年金(被用者年金制度に20年以上(20年以上とみなされる場合を含む。))加入したもの。)を受給することとなった場合は、加給年金額の加算が停止となり、支給年金額が減額となります。

3 保険料の特別徴収に係る変更により支給額が減額となる場合

年金から、介護保険料、後期高齢者医療保険料(又は国民健康保険料)、個人住民税が特別徴収される場合がありますが、これは個々の受給者の方の状況により、お住まいの市区町村が決定しているものです。

徴収の有無や徴収額の変更に伴い、支給年金額が減額となる場合もありますが、保険料の徴収に係る変更の理由などにつきましては、お住まいの市区町村の担当課の窓口へお問合せ願います。